資料１

今治市せきぜん渡船航路改善協議会設置要綱

平成27年４月23日制定

今治市要綱

（設置）

第１条　今治市せきぜん渡船航路の問題点を把握・分析し、今後の航路運営の具体的な改善方策について、老朽化した船舶の更新を視野に、地域住民の意見を尊重した効果的で実効性の高い計画書の改訂作業を行うため、今治市せきぜん渡船航路改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（掌握事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

（１）　当該航路の航路経営診断等による問題点及び課題の把握・分析に関すること。

（２）　将来の欠損増大及び経営破綻を回避するための改革の取組を盛り込んだ「航路改善計画書」の改訂に関すること。

（内容）

第３条　協議会は、航路改善計画書の改訂に関する検討に当たっては、次の事項に留意する。

（１）　今治市及び周辺地域の活性化につながるとともに、生活支援政策と一体になって進めること。

（２）　航路を将来にわたって安定的に維持するため、航路運営合理化の措置について船舶の更新も含め検討するものとし、併せて地域住民をはじめとする利用者のサービス改善につながる施策を検討すること。

（３）　将来の需要見通しや生活路線バス等連携する公共交通機関の状況を踏まえたなかで、使用船舶、ダイヤ、適正な運賃等について検討すること。

（組織）

第４条　協議会は、委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が依頼する。

（１）　関前地域及び大三島地域の住民を代表する者

（２）　別表に掲げる団体又は機関等を代表する者

（３）　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、依頼の日から当該依頼に係る事項の検討が終了したときまでとする。

（会長の任務）

第５条　協議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

２　会長は、会務を総括する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうち指名した者がその職務を代理する。

資料１

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。ただし、最初の会議は今治市長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議は、必要に応じ開催し、原則として公開する。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ意見を述べさせることができる。

（事務局）

第７条 協議会の事務局は、せきぜん渡船担当課が行う。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月23日から施行し、平成30年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（平成27年６月15日今治市要綱）

この要綱は、平成27年６月15日から施行する。

附　則（令和２年３月31日組織改編に伴う要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月１日今治市要綱）

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。

資料１

別表（第４条関係）

団体又は機関等

今治地区漁業協同組合協議会
大三島ブルーライン株式会社
今治市
愛媛県
四国運輸局